

【令和6年4月分より国民健康保険料の改定及び未就学児世帯の保険料負担軽減措置をいたします】

組合では、令和6年度から国民健康保険料の医療分、後期高齢者支援金分、介護分とも金額を改定することとなりました。

医療分につきましては、年々膨らむ医療費と前期高齢者納付金等の支出に対して安定した財政運営を行うための適正な保険料を賦課する必要があること、また後期高齢者支援金及び介護分につきましても、高齢化が進むなか、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支援するため、適正な保険料を確保する必要があることから、組合員のみなさまには、この度の国民健康保険料の改定に何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、家族につきましては「未就学児以外（1名につき）」、「未就学児（1名につき）」の内訳を新たに設け、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした国からの補助金を財源にして、国の方針に基づき未就学児に係る保険料の負担軽減措置をいたします。

令和6年度

単位:円

	年齢区分	A区分 (20歳未満)	B区分 (30歳未満)	C区分 (40歳未満)	D区分 (55歳未満)	E区分 (65歳未満)	F区分 (65歳以上)	家族	
								未就学児以外 (1名につき)	未就学児 (1名につき)
第一種組合員 法人事業所の事業主	医療分	9,300	14,800	20,500	21,200	21,900	22,100	7,000	6,000
	支援金分	2,500	3,200	4,500	5,000	5,200	5,400	2,800	2,800
	介護分	-	-	※(3,900)	※3,900	※(3,900)	-	※(3,900)	-
	賦課額計	11,800	18,000	25,000 ※28,900	※30,100	27,100 ※31,000	27,500	9,800 ※13,700	8,800
第二種組合員 法人事業所の従業員	医療分	9,200	14,700	20,400	21,100	21,800	22,000	6,300	5,300
	支援金分	2,500	3,200	4,500	5,000	5,200	5,400	2,800	2,800
	介護分	-	-	※(3,900)	※3,900	※(3,900)	-	※(3,900)	-
	賦課額計	11,700	17,900	24,900 ※28,800	※30,000	27,000 ※30,900	27,400	9,100 ※13,000	8,100
第三種組合員 個人事業所の事業主	医療分	8,800	13,900	17,900	18,900	19,500	19,700	6,300	5,300
	支援金分	2,500	3,200	4,500	5,000	5,200	5,400	2,800	2,800
	介護分	-	-	※(3,900)	※3,900	※(3,900)	-	※(3,900)	-
	賦課額計	11,300	17,100	22,400 ※26,300	※27,800	24,700 ※28,600	25,100	9,100 ※13,000	8,100

	年齢区分	A区分 (20歳未満)	B区分 (30歳未満)	C区分 (40歳未満)	D区分 (55歳未満)	E区分 (65歳未満)	F区分 (65歳以上)	家族	
								未就学児以外 (1名につき)	未就学児 (1名につき)
第四種組合員 個人事業所の従業員	医療分	8,200	12,900	17,500	18,400	19,000	19,200	6,300	5,300
	支援金分	2,500	3,200	4,500	5,000	5,200	5,400	2,800	2,800
	介護分	-	-	※(3,900)	※3,900	※(3,900)	-	※(3,900)	-
	賦課額計	10,700	16,100	22,000 ※25,900	※27,300	24,200 ※28,100	24,600	9,100 ※13,000	8,100
第五種組合員 一人親方	医療分	8,800	13,900	17,900	18,900	19,500	19,700	6,300	5,300
	支援金分	2,500	3,200	4,500	5,000	5,200	5,400	2,800	2,800
	介護分	-	-	※(3,900)	※3,900	※(3,900)	-	※(3,900)	-
	賦課額計	11,300	17,100	22,400 ※26,300	※27,800	24,700 ※28,600	25,100	9,100 ※13,000	8,100

※介護分(介護保険第2号)については、40歳の到達月(誕生日の前日の属する月)から、65歳の到達月(誕生日の前日の属する月)の前月分まで対象となる被保険者の方に賦課・徴収します。

○年齢区分(A～F)は、年度当初の年齢で区分し、年度途中の区分変更はしません。

○世帯の額は、種別・年齢区分による組合員の額と人数に応じた家族の額の合計となります。

○家族の保険料は、4人まで賦課し5人目からは免除します。ただし介護分については免除はありません。

○家族が5人以上の場合は、未就学児を優先して免除します。

○支援金分は後期高齢者医療制度による「後期高齢者支援金」で全被保険者の方に賦課・徴収します。